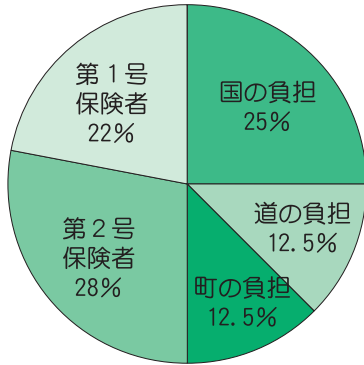


# 平成27年度から平成29年度の 介護保険料が変わります

## サービス給付費にかかる負担割合

保険給付費の財源



保険料 50%

公費 50%



介護保険制度が始まり、15年が経過しますが、全国的に高齢化が進み介護サービスの利用も増加していることから、制度を維持するために介護保険制度が改正されます。

要支援1・2に対する支援、特別養護老人ホームの入所基準、費用負担の公平化などが主な内容です。

和寒町では、地域住民の方々と『和寒町の地域を支えるための意見交換会』を実施し、住み慣れた地域で、これまでの暮らしが継続

## ○『和寒町の地域を支えるための意見交換会』 【経過】

平成27年の介護保険制度改正に対し、様々な意見を交換する機会として、住民の方々と意見交換会を実施しました。

意見交換会では、地域課題を検討し、高齢者等の在宅生活が続けられるように『集いの場づくり』『ボランティア支援』などの事業についてご提案があり、今後、事業実施に向けて進めていくことになっています。



できるようと、様々な意見を交換する機会を設けました。今後も関係機関へ情報提供をおこない、施策などにつなげていくための大切な意見としていきます。

介護保険料は、必要な介護サービスの内容や見込量、介護報酬の改定なども踏まえて推計し、平成27年度から平成29年度の第6期保険料基準月額を、第5期から600円アップの5千100円とさせていただきます。

## ○介護保険制度改正について～改正のポイント

### ①新しい総合事業の実施（平成29年4月～）

要支援1・2の方に提供されていた訪問介護、通所介護を市町村事業に移し、多様なサービスを提供できるようにします。

### ②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定

やむを得ない事情がある時は、特例的に要介護1・2の方も入所できます。

### ③費用負担の公平化が、今後、予定されています。

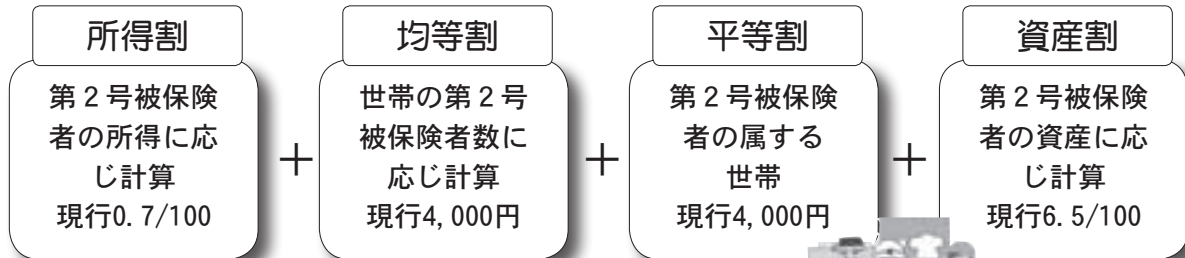
- ・低所得者の保険料の軽減のしくみの拡充。
- ・一定以上の所得のある方の自己負担の引き上げ。
- ・施設の食事・居住費用の要件に、資産や非課税年金（遺族年金・障がい年金）を勘案。



## 40歳以上65歳未満の方の介護保険料【財源内訳28%】（第2号被保険者）

### ☆保険料の決まり方と納め方

国民健康保険加入されている方の介護保険料は、下記の算定方法で世帯ごとに決められます。医療保険分と介護保険分を合わせて、納めていただきます。職場の医療保険に加入されている方は、医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じ算定されます。



※6月中旬に見直し後の率などが決定します。

## 65歳以上の方の介護保険料【財源内訳22%】（第1号被保険者）

高齢者の増加に伴い、介護保険の財源に占める保険料負担割合は、第1号被保険者22%、第2号被保険者28%と変わりました。

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直され、介護サービスにかかる費用などから算出した『基準額』をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

第6期介護保険料は、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定とするため、現行の保険料段階設定を6段階から、国の基準通り9段階に見直しています。

また、介護保険事業基金を取り崩し、保険料の上昇をできるだけ抑制するようにしました。

低所得者の保険料については、今後、基準額に対する割合の引き下げが予定されています。

老齢・遺族・障害年金などが年額18万以上の方は、年金から差し引かれます。年度途中で65歳になったり、所得の変更があった場合などには一時的に納付書で納めていただくことになります。



$$\text{介護サービスの総費用} \div \text{65歳以上の方の負担22\%} \div \text{65歳以上の方の人数} = \text{一人あたりの保険料の基準額}$$

### ☆平成27年度から平成29年度の所得段階区分ごとの保険料

段階区分	対象者	基準額に対する割合	保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	生活保護を受給されている方 老齢福祉年金受給者または住民税非課税世帯で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.50	30,600	2,550
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	45,900	3,825
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円超の方	基準額×0.75	45,900	3,825
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	55,000	4,580
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超の方	基準額	61,200	5,100
第6段階	本人が住民税課税者で前年の所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	73,400	6,110
第7段階	本人が住民税課税者で前年の所得金額が120万円以上の方	基準額×1.30	79,500	6,625
第8段階	本人が住民税課税者で前年の所得金額が190万円以上の方	基準額×1.50	91,800	7,650
第9段階	本人が住民税課税者で前年の所得金額が290万円以上の方	基準額×1.70	104,000	8,660

■お問い合わせは保健福祉課介護保険係（TEL32-2000）まで